

# 設 計 書

市単独土地改良事業

	課 長		課 長 補 佐		課 長 補 佐		係 長		審 査 者		設 計 者	
年 月 日	令和8年 月 日						工 事 概 要	旧番所地区 施工範囲 A=127.9m2 浚渫工 V=128.0m3 刈草処分 1式				
工 事 番 号	年 第 号											
河 川 名 路 線 名												
施 行 位 置	阿久根市 脇本 地内											
工 事 名	令和8年度 市単独土地改良事業 旧番所地区 沈砂池浚渫工事											
工 期	105日間	施 行 方 法		直 営 . <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">請 負</span>								
支 出 科 目	年 度	会 計		款		項	目	節				
	区 分		金 額				摘 要					
	設 計 額		円									
其 の 他	旧番所地区において、沈砂池に土砂が堆積し、沈砂池の機能が低下しているため、土砂撤去を行い、施設の機能回復を図るものである。											

費用	金額	備考
事業費	円	
工事費	円	
本工事費	円	工事価格 円 消費税相当額 円
附帯工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
換地諸費又は 権利交換諸費		
事務費		
事務雑費		
工事雑費		



誰もが住んでみたい村に  
農業農村整備

令和8年度

市単独土地改良事業

令和8年度 市単独土地改良事業 旧番所地区 沈砂池浚渫工事

# 金抜き設計書

(当初)



















事業名	市単独土地改良事業		
工事名	令和8年度 市単独土地改良事業 旧番所地区 沈砂池浚渫工事		

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
*** S単-1号 ***						
S02123	土砂処分費		m3		1.000 各単位	歩A 当たり算出
	土砂処分費			冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし	豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	
	1)地域資材単価コード			超勤時間:0.0	深夜時間:0.0	
	2)資材規格			週休:補正なし	時間的制約:なし	
	3)単価の入力			制約作業時間:0.0	夜間制約作業時間:0.0	
P96001	土砂処分費	1.000	m3			
	合計					算出数量 1.000 各単位
	単価					
*** S単-2号 ***						
S02123	刈草処分費		ton		1.000 各単位	歩A 当たり算出
	刈草処分費			冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし	豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	
	1)地域資材単価コード			超勤時間:0.0	深夜時間:0.0	
	2)資材規格			週休:補正なし	時間的制約:なし	
	3)単価の入力			制約作業時間:0.0	夜間制約作業時間:0.0	
P96002	刈草処分費	1.000	ton			
	合計					算出数量 1.000 各単位
	単価					
*** S単-3号 ***						
SA0101	SP 掘削		m3		1.000 m3	歩A 当たり算出
	SP 掘削 土砂,上記以外(小規模),-, -, 標準,-,-,-			冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし	豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	
				超勤時間:0.0	深夜時間:0.0	
				週休:補正なし	時間的制約:なし	
				制約作業時間:0.0	夜間制約作業時間:0.0	
	1)土質	土砂				
	2)施工方法	上記以外(小規模)				
	3)押土の有無	-				
	4)障害の有無	-				
	5)施工数量	標準				
	6)火薬使用	-				
	7)破砕片除去の有無	-				
	8)集積押土の有無	-				
	単価		m3			
*** S単-4号 ***						
SA0102	SP 積込(ルーズ)		m3		1.000 m3	歩A 当たり算出
	SP 積込(ルーズ) 土砂,小規模(標準)			冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし	豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	
				超勤時間:0.0	深夜時間:0.0	
				週休:補正なし	時間的制約:なし	
				制約作業時間:0.0	夜間制約作業時間:0.0	
	1)土質	土砂				
	2)作業内容	小規模(標準)				
	単価		m3			
*** S単-5号 ***						
SA0121	SP 土砂等運搬		m3		1.000 m3	歩A 当たり算出
	SP 土砂等運搬 小規模,パック山積0.28m3(平積0.2m3),土砂(岩塊・玉石混り土含む) ,無し,7.5km以下			冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし	豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	
				超勤時間:0.0	深夜時間:0.0	
				週休:補正なし	時間的制約:なし	
				制約作業時間:0.0	夜間制約作業時間:0.0	
	1)土砂等発現場	小規模				
	2)積込機種・規格	パック山積0.28m3(平積0.2m3)				



事業名	市単独土地改良事業
工事名	令和8年度 市単独土地改良事業 旧番所地区 沈砂池浚渫工事

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	*** S単-3号 ***					
SA0101	SP 掘削		m3		1.000 m3	歩A 当たり算出
	SP 掘削 土砂,上記以外(小規模),-,-,標準,-,-,-			冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	
	1)土質 2)施工方法 3)押土の有無 4)障害の有無 5)施工数量 6)火薬使用 7)破砕片除去の有無 8)集積押土の有無	土砂 上記以外(小規模) - - 標準 - - -				
M02041	バックホウ[クローラ型・排対型(2次)] 標準バケット容量 山積0.28m3(平積0.2m3)		供用日			
R01021	運転手(特殊)		人			
P34004	軽油 バトロ-給油又はドラム渡し		L			
	単 価		m3			
	*** S単-4号 ***					
SA0102	SP 積込(ルーズ)		m3		1.000 m3	歩A 当たり算出
	SP 積込(ルーズ) 土砂,小規模(標準)			冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	
	1)土質 2)作業内容	土砂 小規模(標準)				
M02041	バックホウ[クローラ型・排対型(2次)] 標準バケット容量 山積0.28m3(平積0.2m3)		供用日			
R01021	運転手(特殊)		人			
P34004	軽油 バトロ-給油又はドラム渡し		L			
	単 価		m3			
	*** S単-5号 ***					
SA0121	SP 土砂等運搬		m3		1.000 m3	歩A 当たり算出
	SP 土砂等運搬 小規模,バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3),土砂(岩塊・玉石混り土含む),無し,7.5km以下			冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	
	1)土砂等発生現場 2)積込機種・規格 3)土質 4)DID区間の有無 5)運搬距離	小規模 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 7.5km以下				
M03002	クアンブトラック[ワンロード・テーブル] 4t積級		供用日			
R01022	運転手(一般)		人			
P34004	軽油 バトロ-給油又はドラム渡し		L			
	単 価		m3			





# 数量及び延長調書

令和8年度 市単独土地改良事業 旧番所地区 沈砂池浚渫工事

工 種	算 式 等	数 量				単位	適用
		管理数値	有効数字	積算値	増減		
直接工事費(仮設工を除く)	前: 後:						
・旧番所地区	1.0 前: 後:	1.0		1.0		式	
・・土工	1.0 前: 後:	1.0		1.0		式	
土工	1.0 前: 後:	1.0		1.0		式	
SP 掘削 土砂,上記以外(小規模),-,標準,-,-,-	128.0 前: 後:	128.0	2	130.0		m3	
SP 土砂等運搬 小規模,バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3),土砂(岩塊・玉石混り土含む),無し,7.5km以下	128.0 前: 後:	128.0	2	130.0		m3	
SP 積込(ルーズ) 土砂,小規模(標準)	128.0 前: 後:	128.0	2	130.0		m3	
土砂処分費	128.0 前: 後:	128.0	2	130.0		m3	
準備費	前: 後:						
・刈草処分費	1.0 前: 後:	1.0		1.0		式	
・・刈草処分費	1.0 前: 後:	1.0		1.0		式	
刈草処分費	1.0 前: 後:	1.0		1.0		式	
積込み・荷卸し(刈草) 2tトラック	2.0 前: 後:	2.0		2.0		ton	
運搬(刈草) 2tトラック 距離4.0km超6.0km以下	2.0 前: 後:	2.0		2.0		ton	
刈草処分費	2.0 前: 後:	2.0		2.0		ton	
	前: 後:						



# 特記仕様書

工事名：令和8年度 市単独土地改良事業 旧番所地区 沈砂池浚渫工事

路線名：

工事場所：阿久根市 脇本 地内

## 第1条 準拠図書

本工事は本特記仕様書、契約書、設計図書によることとし、特に定めのない事項については、下記のとおりによるものである。

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| (1)農業土木工事共通仕様書   | (鹿児島県農政部・令和6年10月) |
| (2)土木工事共通仕様書     | (鹿児島県土木部・令和6年4月)  |
| (3)農業土木工事施工管理基準  | (鹿児島県農政部・令和6年10月) |
| (4)土木工事施工管理基準    | (鹿児島県土木部・令和4年1月)  |
| (5)土木請負工事必携      | (鹿児島県土木部・平成28年4月) |
| (6)工事関係書類の様式の統一化 | (鹿児島県土木部長通知)      |
| (7)道路事業の手引き      | (鹿児島県)            |
| (8)河川事業設計基準書     | (鹿児島県土木部河川課制定)    |
| (9)その他関係法令規則等    |                   |

なお、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、かつその指示に従うこと。

## 第2条 施工条件明示

次の施工条件明示によるものとする

## 第3条 工事内容

### 1 目的

本工事は、令和8年度 市単独土地改良事業 旧番所地区 沈砂池浚渫工事に基づき沈砂池の浚渫を行うものである。

### 2 工事概要

(1) 施工範囲

A=127.9m<sup>2</sup>

(2) 主要工事内訳

設計書概要参照

3 工事数量

別紙設計書による

#### 第4条 現場条件

1 土質

本工事の施工場所の想定土質

粘性土
-----

2 第三者に対する措置

工事施工中は、第三者(歩行者等)の安全な通行を確保し、必要に応じ地元住民への迂回路等の看板を設置しなければならない。

3 営農との関連

田畑等へ立ち入る場合は、事前に土地所有者及び耕作者の承諾を得た上で立ち入ること。

また、施工方法等について、土地所有者及び耕作者と十分協議し、営農等に支障の無いよう実施すること。

4 地元との調整

本工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないよう、十分連絡調整を行わなければならない。

なお、関係地元住民や官公署より交渉を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出を行い、指示を受けなければならない。

#### 第5条 工事用用地

受注者において工事用地を第三者から借用の際は、工事完了後地権者等に土地の返還がなされたことが確認できる書類を監督職員に提出するものとする。

#### 第6条 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

## 第7条 工事用材料

### 1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質については、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を添付した材料使用承認願を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

また、上記の外、監督職員から追加の資料提出を求められた場合は材料の使用までに資料を提出し、承諾を得なければならない。

## 第8条 施工

### 1 一般事項

#### (1) 水準点

本工事の水準点は、各図面に示すKBMを使用するものとする。

#### (2) 現地調査及び着工前測量

工事施工に先立ち現地調査及び着工前測量を実施し設計図書精査の上、監督職員に報告しなければならない。

#### (3) 検測又は確認

ア 本工事の施工段階において次に示す工種、確認内容、確認時期で確認を受けるものとする。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

イ 施工段階確認を受けようとする時は、事前に監督職員に連絡すること。また、確認後は確認簿と確認記録を提出する。

ウ 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合は、これに応じなければならない。

工種	確認内容	確認時期・頻度	備考
準備工	基準高・延長・法線	現場立入前	
その他	監督職員が指示するもの	指示時	

#### (4) 復旧工

ア 施工箇所の境界を確認し、隣接地との境界を侵さないよう注意しながら施工すること。

イ 道路及び法面の復旧は、工事開始前の状態に復旧すること。

## 2 土工

土量については、着工前測量の元、数量を算出し、監督員に協議すること。その場合のみ、設計変更にて土量の見直し等を図るものとする。

## 3 準備工

本工事は、土砂撤去に係る除草作業に伴い、除草の処分費を計上している。処分数量を形状の際には当該箇所のマニフェストの提出及び使用するトラックの積載体積を打合せ簿にて報告すること。その場合のみ設計変更にて数量を更正するものとし、これによらない場合は積算の対象としない。

## 第9条 施工管理

### 1 施工管理の追加及び変更事項

施工管理基準に定めのない追加及び変更事項とその管理基準は、農業土木工事施工管理基準によらなければならない。

## 第10条 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1 掘削土の土質
- 2 転石の出現
- 3 地下埋設物（埋蔵文化財含）の出現

## 第11条 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工にあたり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

## 第12条 現場管理

- 1 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員参加により月当り半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容の周知徹底
- (3) 土木工事等施工技術安全指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練として必要な事項

## 2 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

## 3 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を写真・ビデオまたは実施状況報告書等により報告するものとする。

# 第12条 安全管理

## 1 工事施工の安全を期するため次の法律、規則等を守らなければならない。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 労働安全衛生規則
- (4) 火薬類取締法
- (5) 騒音規制法
- (6) 振動規制法
- (7) 水質汚濁防止法
- (8) 土木工事等施工技術安全指針

2 交通管理については、工事現場内外のトラブル、交通事故の絶無を計り、一般交通の安全性を確保しなければならない。

3 工事現場を標示する工事板（工事予告板、工事名標識板、協力依頼板、協力感謝板等）は、規定の本数を規定の位置に設置すること。また、工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理し、安全ロープ、防護柵、夜間標識、バリケードを設置して、事故防止に努めなければならない。

4 上記のほか、工事施工のための安全対策は「別紙-2 安全管理」による。

## 第13条 その他

### 1 検査

(1) 工事は関係機関の検査及びその他の関係機関の検査を受けることがある。その結果、手直し等を生じた場合は、受注者の負担でこれに応じなければならない。

(2) 検査に当たっては、現場代理人及び主任技術者、並びに施工管理責任者は必ず立会いしなければならない。

(3) 検査に必要な資料の提出及び測量器械、並びにその他の機材の準備については、検査員の指示に従わなければならない。

(4) 検査箇所の修復は、受注者の負担で速やかに行わなければならない。

第1条 工事施工のための安全対策

(1) 安全標識

- イ) 立入り禁止の標識
- ロ) 制限速度及び注意の標識
- ハ) 工事予告の標識
- ニ) その他上記に準ずるもので掲示板、看板、立札、安全灯、各種標識、掲揚塔、保安灯、回転灯

(2) 安全施設

- イ) 工事現場の囲い、手すり、地すり、(幅木)
  - A) 工事現場周辺の囲い、有刺鉄線、ロープ等
  - B) 墜落の危険のある作業場所での手すり、地すり、安全ロープ等
  - C) 落下物に対する簡単な金網、板等の防護施設
- ロ) 高圧機器の感電防止柵等
  - A) 地上に設置する変圧及び、高圧負荷の機器の防護柵等
  - B) 簡易クレーン等が道路又は、道路上を横断する場合、落下物に対する簡単な防護施設
- ハ) 警報装置等
  - A) 交通頻繁な出入口等に設置する警報装置(信号機、カーブミラー等)
  - B) 危険区域からの退避等を知らせる警報装置(鐘、サイレン等)
  - C) その他(トランシーバー、保安灯の電池、赤旗等)
- ニ) 交通安全施設等
  - バリケード、セーフティコーン、進入防止柵、歩道柵、放送施設、その他警報施設、遮断機等
- ホ) その他上記に準ずる危険防止施設

(3) 安全管理

イ) 監視員

- A) 線路に接近して行う作業で列車及び作業員の安全確保の必要な場合の監視
- B) コンクリート橋梁仮設作業等の支保工の変形圧縮沈下等の監視
- C) 土石の崩壊又は落下の危険のある作業場所での監視
- D) 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

ロ) 誘導員

- A) 土砂場、崖縁、見通し困難な場所、工事用道路と一般道路との交差する箇所、土石等の崩壊、落下の恐れのある箇所、又は他の作業箇所と接近する箇所等で安全に必要な箇所での誘導
- B) 一般公道上で作業する場合の誘導
- C) その他上記に準ずるもの

ハ) 見張り員

- A) 倒壊及びコンクリート塊、鉄片等の飛散、落下に対する災害防止に必要な場合の見張り
- B) 見通しの悪いところの見張り
- C) その他上記に準ずるもの

ニ) 信号手

- A) トラック等の出入頻繁な箇所の信号手
- B) 点火(発破作業)の合図、退避の合図(旗振り)のため
- C) 危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手
- D) その他上記に準ずるもの

ホ) 安全用品

- 保安帽、命綱、防じんマスク、防毒マスク、耳栓、信号灯、発煙筒等

第2条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(別紙報告書)

## 安全・訓練等の実施状況報告書

工 事 名			請 負 者 名
契 約 工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ( 日間)		
実 施 日	所 要 時 間	参 加 人 数	実 施 内 容 等
			..... ..... ..... ..... .....
			..... ..... ..... ..... .....
			..... ..... ..... ..... .....
			..... ..... ..... ..... .....
			..... ..... ..... ..... .....

(注)実施状況写真は別添のとおり。



施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
基本事項	概算数量発注	・概算数量発注方式により積算・工期設定	共通仕様書 11-7-1-14	11-73	—
		設計金額2,500万円未満 標準工期+15日付与			
		設計金額2,500万円以上 標準工期+30日付与			
	契約保証金	・契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分1以上の金銭的保証を要す。	契約書 第4条	—	—
	前払金	・前払金を40%の範囲内で支払うことができる。	契約書 第35条	—	—
		・本工事（ゼロ県債）事業については、令和〇年4月〇〇日以降に請求することができる。 ・中間前払金を請求することができる。			
	部分払い	・部分払いの請求は2回以内で、前金払がある場合でも2回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。	契約書 第38条	—	—
	契約工期	・契約工期は、105日間	共通仕様書 11-7-1-21	11-77	○
		・翌年度への繰越予定（〇〇日延長予定）⇒令和〇年〇〇月〇〇日予定			—
	余裕期間	・余裕期間設定契制度の対象工事	共通仕様書 11-7-1-30	11-82	—
		〇〇日、〇月〇日まで			
	週休2日（試行）	・「週休2日」試行工事	共通仕様書 11-7-2-9	11-86	○
	請負代金内訳書及び工事費構成書	・請負金額1億円以上かつ工期が6ヶ月を超える工事	共通仕様書 3-1-1-1	3-1	—
	品質証明	・予定価格1億円以上で対象工事	共通仕様書 3-1-1-6	3-5	—
	監理技術者等の途中交代	・技術者の途中交代	共通仕様書 11-7-1-3	11-69	○
	監理技術者等の専任を要しない期間	・請負金額4,000万円以上の工事	共通仕様書 11-7-1-4	11-70	—
	現場代理人常駐	・現場代理人の常駐を要しない場合の明確化	共通仕様書 11-7-1-5	11-70	○
	現場代理人兼任（試行）	・現場代理人の兼任に関する運用の試行 兼任可能3件、80,000千円未満など	共通仕様書 11-7-1-19	11-74	○
	特例管理技術者の配置	・下請合計金額4,500万円以上で、監理技術者の兼任を認めない工事	共通仕様書 11-7-1-18	11-74	—
		・下請合計金額4,500万円以上で、監理技術者の兼任を認める工事			—
中間検査	・本工事は、中間検査を実施する工事（当初設計金額3,000万円以上）	共通仕様書 3-1-1-8 11-7-1-17	3-5 11-73	—	
	・本工事は、中間検査を実施しない工事（浚渫、寄洲除去など） （令和6年7月24日通知 参照）			—	
施工体制台帳	・施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い	共通仕様書 1-1-1-10	1-8	○	
施工体系図		11-7-1-9,10	11-71		
法定外の労災保険付与	・「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事	共通仕様書 1-1-1-42	1-31	○	
熱中症対策	・熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	共通仕様書 11-7-1-13	11-73	○	
時間的制約を受ける工事	・時間的制約を受ける公共土木工事の積算	共通仕様書 11-7-1-15	11-73	○	
	①工事全体で制約				
	②現道上の工種で制約				
	③積算しない				

施工箇所所在	・施工箇所が点在する工事の積算方法			共通仕様書 11-7-1-24	11-78	—	
	「〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区」 一般管理費等の算出率は「〇〇地区」で設定						
現場環境改善 (イメージアップ)	・現場環境改善の適用工事			共通仕様書 11-7-1-20	11-75	—	
CCUS	・建設キャリアアップシステム活用工事			共通仕様書 11-7-1-11	11-72	—	
地域外労働者確保	・地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について 三島村(全域)、十島村(全域)、口永良部島、加計呂麻島、与路島、請島の工事			共通仕様書 11-7-1-31	11-82	—	
国土調査の基準点	・国土調査の基準点等測量標識等の保全			共通仕様書 11-7-2-1	11-83	○	
電子納品	・電子納品ガイドライン対象工事			共通仕様書 11-7-1-1	11-69	○	
県産資材の優先使用	・県産資材の優先使用			共通仕様書 11-7-1-7	11-70	○	
下請工事管内優先活用	・下請工事における管内(県内)建設業者の優先活用			共通仕様書 11-7-1-8	11-71	○	
快適トイレ	・建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事			共通仕様書 11-7-1-12	11-72	—	
三者技術調整会	・本工事は、三者技術調整会を開催する工事			共通仕様書 11-7-1-23	11-77	—	
	・本工事は、三者技術調整会を開催を予定していない工事					○	
施工パッケージ型 積算基準	・農林水産省制定「土地改良積算基準」以外の他省庁が定める施工パッケージ型積算方式を利用			共通仕様書 ③1-1-20	244	○	
	歩掛名	使用基準					制定元
	現場発生品及び支給品運搬	令和6年度土木工事標準積算基準書					鹿児島県土木部
危機事象時緊急連絡先	・土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 地域振興局名：阿久根市農政林務課農村振興係 緊急連絡先：0996-73-1143			特記事項	—	○	
暴力団不当介入	・暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置			共通仕様書 11-7-1-2	11-69	○	
環境改善 (工事編)	・「環境改善実施要領(工事編)」により、工事現場の環境改善に取り組まなければならない。			共通仕様書 1-1-1-45	11-31	○	
工程関係	河川区域制約	・令和〇年〇月〇日までは、出水期であるため着手できない。			特記事項	—	—
	占用物件など	・令和〇年〇月〇日までに、NTT電柱移設が完了予定である。			特記事項	—	—
	部分引き渡し	・令和〇年〇月〇日に〇〇〇〇部分を引渡しを行う。			特記事項	—	—
	作業不能日数	・本工事の工期は、波浪等により作業不能日数を〇〇日見込む。			特記事項	—	—
	他工区との調整	・先行している工事の工期は、令和〇年12月〇〇日完成を予定しており、着手は、令和〇年1月〇日から着手となる。			特記事項	—	—

用地関係	補償物件	・一部の用地については、現在移転中であり、令和〇年〇〇月までに移転完了予定である。			特記事項	-	-
	工作物	・No.〇〇～No.〇〇までの区間は、農作物の収穫が終わる令和〇年〇月〇日頃まで着工してはならない。			特記事項	-	-
	仮設ヤード	・本工事における〇〇の製作に当たっては、仮設ヤードとして下記を考慮。 諸条件により難しい場合は、別途協議する。 (1)場 所： (2)期 間： (3)復旧条件：			特記事項	-	-
公害関係	公害防止	・本工事の仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式高周波型バイプロハンマによる打込み、電動式バイプロハンマによる引抜きを計画している。なお、現地の状況（土質、地質、周辺環境等）により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。			特記事項	-	-
	水替・流入防止対策	・本工事における〇〇工については、〇〇による水替を〇〇日間（常時）を計画しているが、これによりが難しい場合は、別途協議する。			特記事項	-	-
工事関係	I C T活用工事	・発注者指定型（土工）10,000m3以上			試行要領	-	-
		・受注者希望型（土工）					-
		・受注者希望型（作業土工（床掘））					-
		・受注者希望型（土工（1,000m3未満））					-
		・受注者希望型（小規模土工）					-
		・受注者希望型（法面工）					-
		・受注者希望型（舗装工）					-
		・受注者希望型（舗装工（修繕工））					-
		・受注者希望型（付帯構造物設置工）					-
		・受注者希望型（地盤改良工）					-
		・受注者希望型（河川浚渫工）					-
		・受注者希望型（構造物工（橋台・橋脚））					-
		・受注者希望型（構造物工（橋梁上部））					-
		・受注者希望型（基礎工）					-
		・受注者希望型（擁壁工）					-
・受注者希望型（コンクリート堰堤工）			-				
コンクリート工	・コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については、下記のとおりとする。			特記事項	-	-	
	呼び強度	スランプ	空気量				粗骨材最大粒径
	使用工種	水セメント比	セメントの種類				その他
スランプ	・鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値について			共通仕様書 11-7-2-10	11-86	-	
シラスコンクリート2次製品	・シラスコンクリート間知ブロック、・シラスコンクリート大型積ブロック、・シラスコンクリート歩車道境界ブロック（B型）、・シラスコンクリート落蓋U型溝及び蓋版（縦断用）、・シラスコンクリート落蓋U型溝（横断用）、・シラスブロック（平板型）・（地域自然石型）、・かぶせ蓋式U型側溝及び蓋版（道路用・水路用）			共通仕様書 11-7-2-6	11-85	-	
交通誘導警備員	・現道工事等における交通誘導警備員の資格要件の条件明示			共通仕様書 11-7-1-22	11-77	-	
工事用道路関係	・盛土材の運搬経路は、土取場⇒主要県道 〇〇〇線⇒市道〇〇線⇒現場とし、他の経路は通行してはならない。			特記事項	-	-	

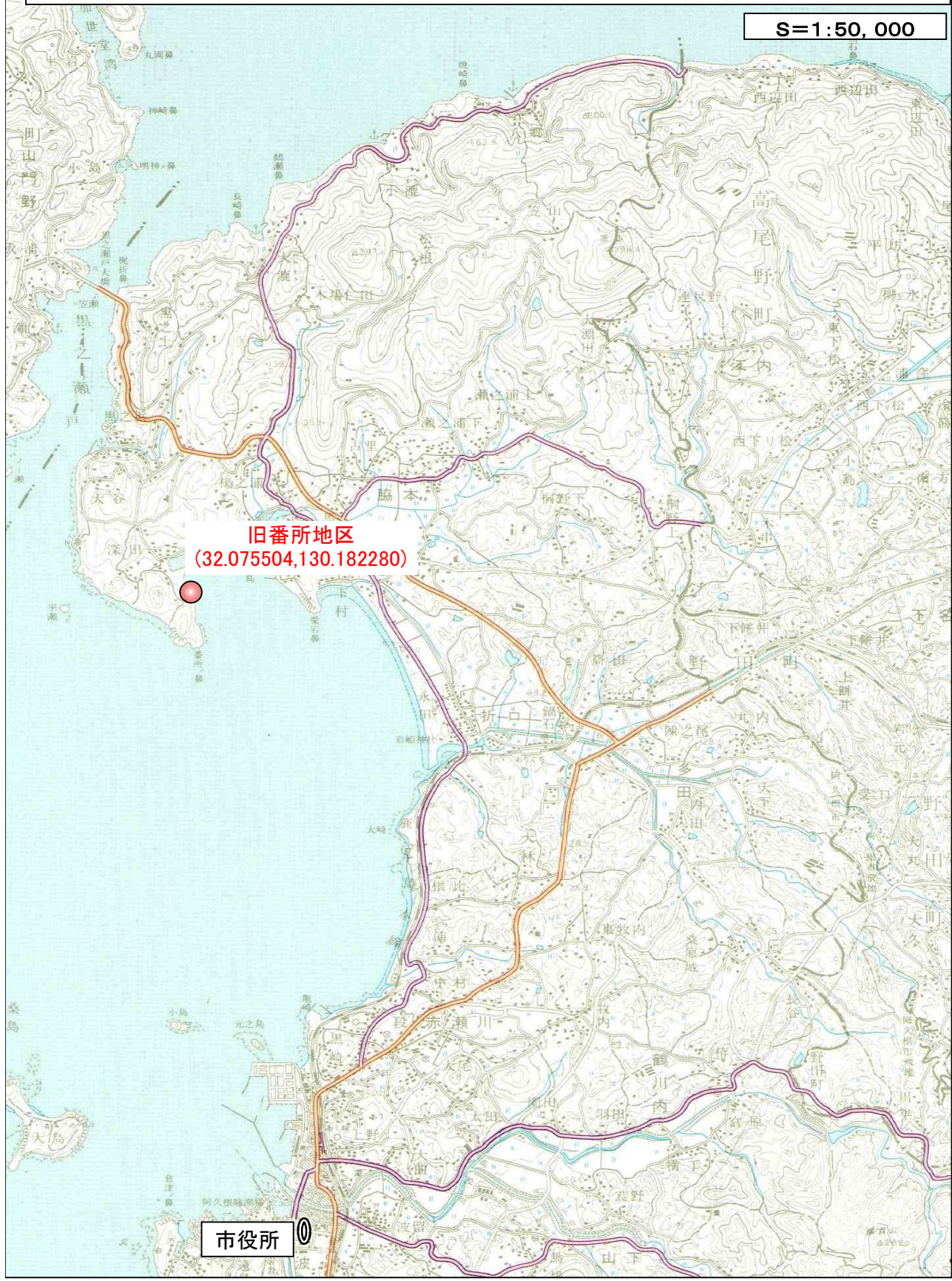
	・道〇〇号は、〇〇市との協議の結果、〇〇t以上の工事車両は通行してはならない。	特記事項	-	-																								
	・本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち、粉じん防止のため1日〇〇回程度の散水を行うとともに、路面維持に努めること。	特記事項	-	-																								
仮設道路関係	・仮設道路については、別添資料のとおり、幅員W= m, 延長L= mで計画している。これにより難い場合は、別途協議するものとする。	特記事項	-	-																								
工事標示施設	・通常看板「道路工事現場における表示施設等の設置基準」 ・「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」追加看板	特記事項	-	-																								
仮設備関係	・本工事の施工のために必要な迂回路に仮設する仮橋の構造は、別添図面と おりとし、存置期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日とする。 ・本工事で設置した足場は、引き続き発注される〇〇工事（令和3年〇月発注予定）及び〇〇〇工事（令和3年〇月発注予定）に使用する予定があるので、工事完了後も存置するものとする。	共通仕様書 11-7-1-29	11-81	-																								
ヤンバルトサカヤスデ	・ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について (対象市町村については鹿児島県ホームページにて最新版を確認のこと。)	共通仕様書 11-7-2-3	11-84	-																								
過積載防止	・建設工事における過積載防止の徹底について	共通仕様書 11-7-2-2	11-83	○																								
遠隔臨場（試行）	・公共工事等における遠隔臨場の試行工事	共通仕様書 11-7-1-16	11-73	○																								
鳥インフルエンザ	・高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について	共通仕様書 11-7-2-7	11-85	○																								
建設副産物	建設発生土の処理	建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入れ場所：出水市野田上名7553番地外18筆 処分場名：(株)明和運輸 運搬距離：6.7 km その他：	共通仕様書 11-7-1-26	11-80	○																							
	建設リサイクル法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法（※）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">①分別解体等の方法</td> <td>①仮設</td> <td>仮設工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>③基礎工事</td> <td>基礎工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>④本体構造</td> <td>本体構造の工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付属物</td> <td>本体付属物の工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">②再資源化等をする施設の名称及び所在地</td> <td>特定建設資材廃棄物の種類</td> <td>施設の名称</td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）	①分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	③基礎工事	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属物	本体付属物の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	②再資源化等をする施設の名称及び所在地	特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地							共通仕様書 11-7-1-25	11-78
工程	作業内容	分別解体等の方法（※）																										
①分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																										
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																										
	③基礎工事	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																										
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																										
	⑤本体付属物	本体付属物の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																										
②再資源化等をする施設の名称及び所在地	特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地																									
再生資源の利用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>備考 (使用箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資材名	規格	備考 (使用箇所)							共通仕様書 11-7-1-25	11-78	-															
資材名	規格	備考 (使用箇所)																										

建設発生土の利用	・○○に使用する土は○○工事の建設発生土を利用するものとする。				共通仕様書 11-7-1-26	11-80	—	
建設副産物の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	○	
①指定副産物	コンクリート							
	アスファルト							
	木くず							
②一般廃棄物	刈草・選定枝葉	(株)西園機動建設	出水市野田町 下名3245外7筆	5.1km				
建設汚泥の再生利用	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	—	
①処理概要								
②「建設汚泥処理土の品質区分基準」	品質区分基準	指標等		試験回数	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	/	
	品質基準	コーン指数						
	生活環境保全上の基準	土壌環境基準（環境基本法）						
		特定有害物質の含有量基準（土壌汚染対策法）						
建設汚泥の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	/	
①施設の名称及び所在地								
②受入時間	○○処分場：○○時○○分～○○時○○分 エコパークかごしま：○○時○○分～○○時○○分							
③その他 仮置き等必要条件								
舗装切断作業時に発生する排水の処理	舗装切断作業時に発生する排水の処理について				共通仕様書 11-7-1-28	11-81	—	
根株、伐採木等の利用	発生工事	保管場所：○○市○○町○○地内			共通仕様書 11-7-1-27	11-81	—	
	利用工事	・○○市○○町○○地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引き受けることとする。					—	
その他	関係機関との協議	・本工事における、下記工種については、○○○と近接して施工するため、施工計画作成及び工事の施工にあたっては、十分に留意するものとする。			共通仕様書 1-1-1-37 11-7-2-5	1-28 11-85	—	
	施工体制点業務への協力	・本工事の施工体制点検業務を委託している「施工体制調査員」が工事現場に点検を実施する。			共通仕様書 11-7-2-4	11-85	—	
	路上工事の縮減	・路上工事縮減に関する行動計画				特記事項	—	○
		①お盆						—
		②年末年始						○
漁協権者との調整	・工事着手前に、内水面漁業権者と工法、施工時期、水質汚濁防止の方法等について協議し、河川工事の理解と協力を得ること。				特記事項	—	—	
	工事現場発生品	・在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。			共通仕様書 1-1-1-18	1-12	—	
現場発生品名		引渡場所		/				

支給材料及び貸与品	<p>・本工事における支給品は、下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給品名</th> <th>規格</th> <th>数量・単位</th> <th>支給場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	支給品名	規格	数量・単位	支給場所									共通仕様書 1-1-1-17	1-11	—
		支給品名	規格	数量・単位	支給場所											
/																
/																
部分使用	<p>・本工事については、工事引き渡し前に工事請負契約書第33条により下記について部分使用する場合があります。その際は、受注者の承諾を得るものとす</p> <p>z</p> <p>(1) 部分使用範囲：別添図のとおり</p> <p>(2) 目的：</p> <p>(3) 部分使用期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日</p>	契約書 第34条	—	—												

令和8年度 市単独土地改良事業 旧番所地区 沈砂池浚渫工事  
位置図

S=1:50,000



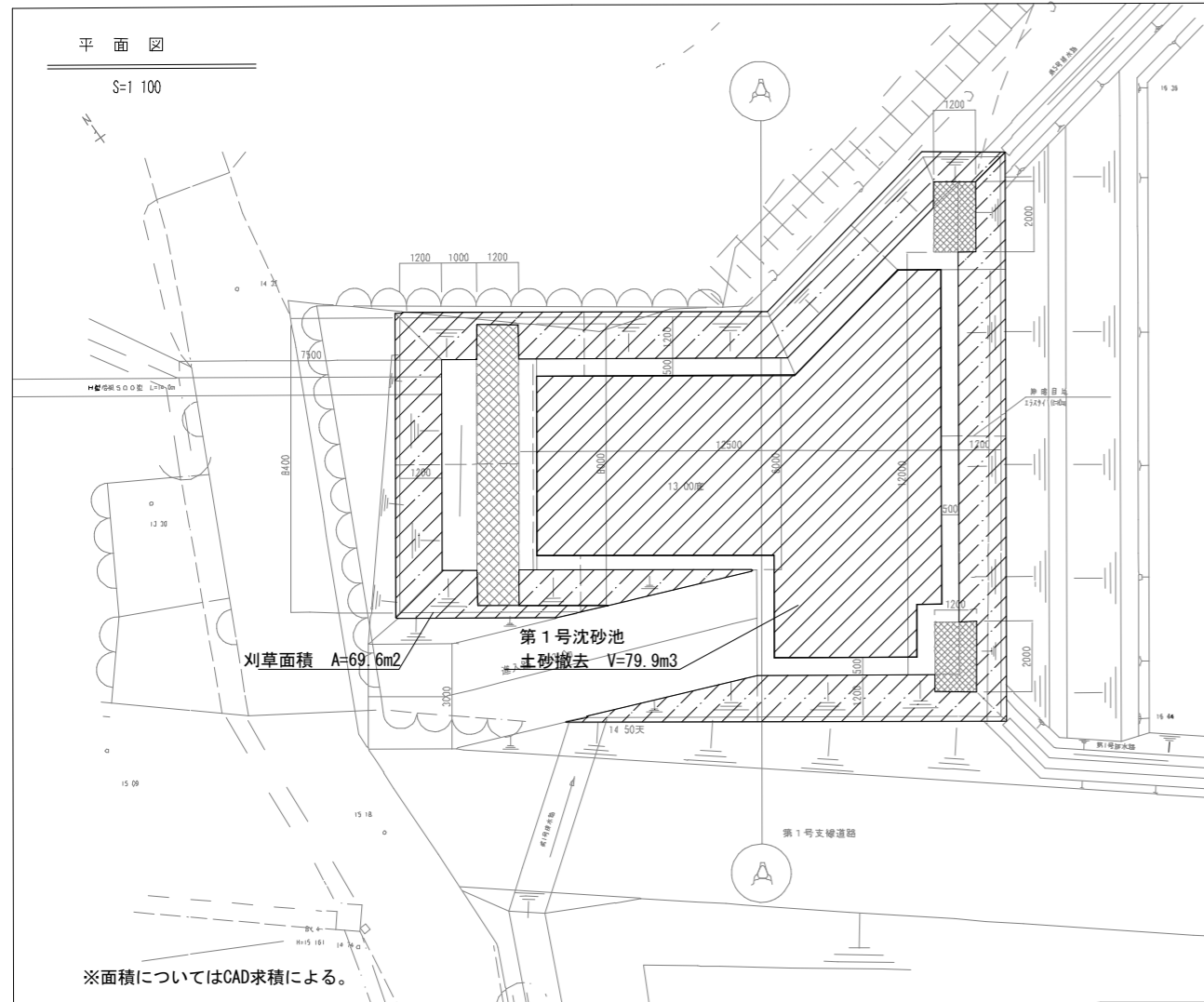
旧番所地区  
(32.075504,130.182280)

市役所

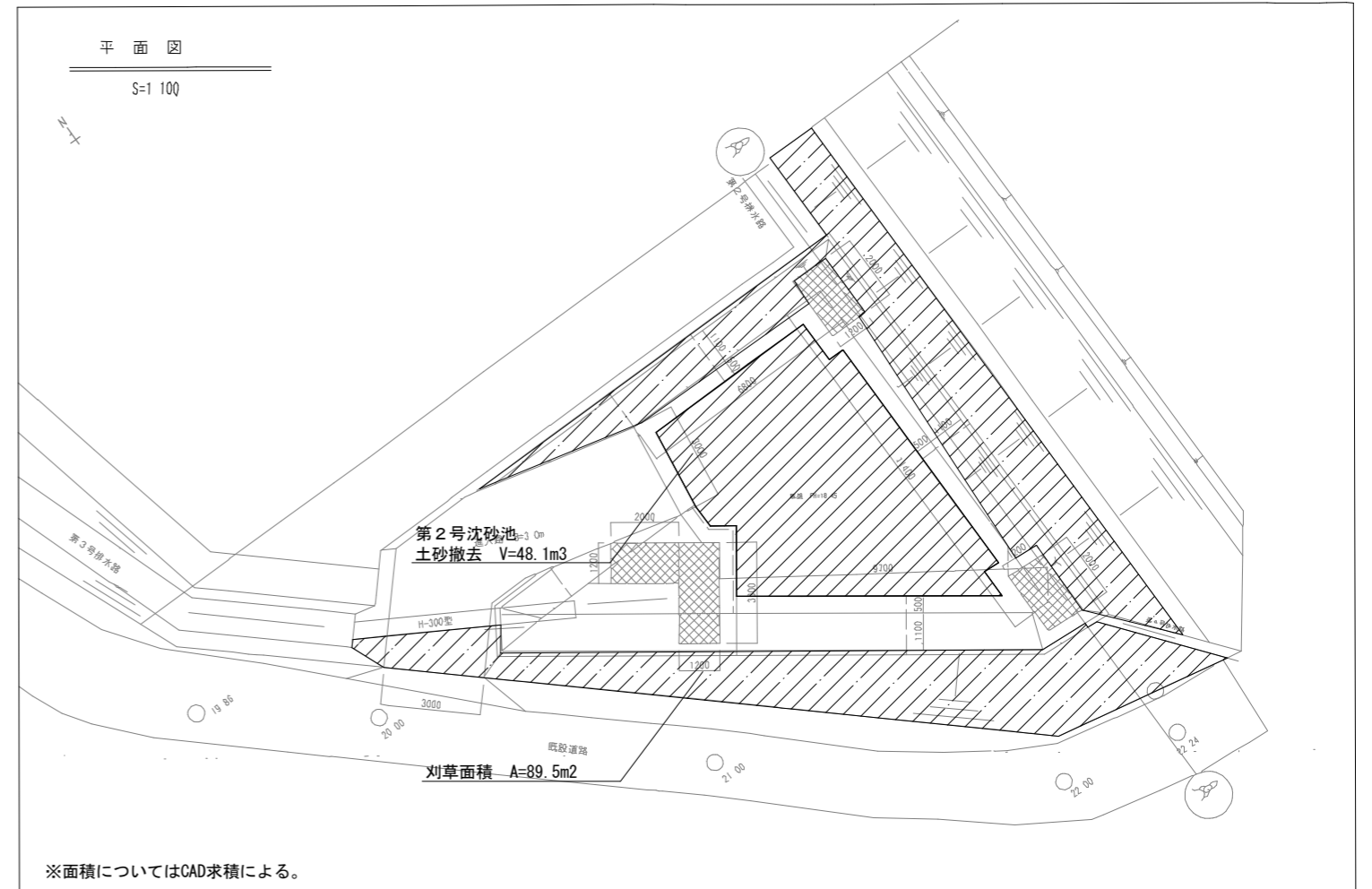
|

# 令和8年度 市単独土地改良事業 旧番所地区 沈砂池浚渫工事

## 第1号沈砂池



## 第2号沈砂池



位置図 S=1:1,000



数量表 (1.0式当り)

材料	規格	計算式	数量	単位
掘削	小規模	第1沈砂池 79.87×1.00(想定厚さ)=79.87	79.9	m³
		第2沈砂池 48.09×1.00(想定厚さ)=48.09	48.1	m³
土砂運搬・処理	D1-4t 運搬距離 L=6.7km	79.87+48.09=127.96	128.0	m³
積込(レーズ)			128.0	m³
刈草運搬	2tトラック 運搬距離 L=5.1km		2.0	t
刈草処分			2.0	t

## 実施設計図

阿久根市	
工事名	令和8年度 市単独土地改良事業 旧番所地区 沈砂池浚渫工事
路線名	
工事場所	阿久根市 脇本 地内
図面種類	平面図
縮尺	各図参照
図面番号	全 1 葉 第 1 号